

十条北ブロック 第21回ブロック部会 議事要旨	
開催日時	平成31年3月19日(火) 14:00~15:30
開催場所	上十条五丁目町会会館
出席者	部会役員：小菅副部長 事務局：北区 十条まちづくり担当課 石本課長、徳田主査、濱崎、小栗 十条駅西口再開発相談事務所 山崎主査 コンサル：地域総合計画研究所 森井、齋藤、三浦 オブザーバー：北区 土木政策課 整備係 荒井係長、梶川
参加者	9名(傍聴1名)
議題等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 前回のおさらい 3. 議題 ○防災ふれあい広場整備内容等の変更について 4. 報告事項 ○十条駅西口駅前広場計画(案)について 5. 閉会
	
【第21回十条北ブロック部会の様子】	
<p>議事要旨</p> <p>1. 開会あいさつ ——十条北ブロック副部長あいさつ——</p> <p>本日は第21回の北ブロック部会ということで、お集まりいただきありがとうございます。本日は松岡会長が欠席との申し出があり、五丁目の中のことなので、私の方で代わって進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>2. 前回のおさらい 第20回ブロック部会の議題と、質疑・意見等の概要を参加者全員で確認した。</p> <p>3. 議題 ——防災ふれあい広場整備内容等の変更について——</p> <p>北区土木政策課整備係より、防災ふれあい広場の整備内容等の変更について説明した。</p>	

———質疑、意見等———

○防火貯水槽

参加者：防火貯水槽の大きさを小さくすることに加え、マンホールトイレと井戸ポンプもなくなるのか。

北区：20 トンの防火貯水槽を1基設置するが、工種が増え工期も長くなってしまふことから、マンホールトイレ・井戸ポンプは見直した案とした。

参加者：業者が現地を見に来た際、「防火貯水槽40 トンはできないが、20 トン2基なら設置可能」と言っていたがどうなのか。また、舗装工事では4 トントラックが入っていたと記憶している。

北区：平面図上からは2基を並べられるように見えるが、掘削等の工事車両の配置を考えると2基(20 トン)は難しい。

参加者：20 トンの貯水槽でどのくらいの防災性の効果があるのか。

北区：火事の規模などによりその効果の判断は異なってくる。北区としては、小さな貯水槽でも複数の場所に配置することなどにより、地域の防災性を高める考えである。

参加者：「防災広場」の基準はあるのか。

北区：基準はなく、個別での対応となっている。今回は防災まちづくりということで、防災を主要な目的として整備を進めている。違う切り口、例えば子育てを目的とした公園ならば、児童遊園としての整備内容になる。100 m²程度の小さな面積の防災広場が増えていくと地域の防災性も高まっていく。

参加者：工事は4月から始まるのか。

北区：本日のブロック部会での皆さまからのご意見を受けとめ、できるだけ早く発注したいと考えているが、5月頃になる予定である。

参加者：前回の説明では防火貯水槽は設置できないような説明であったが、20 トンの貯水槽が1基設置できるということで、一歩前進したと受け止めたい。

○マンホールトイレ

参加者：マンホールトイレは設置してもらいたかった。

北区：マンホールトイレ設置のためには井戸を掘る必要があり、工種が増え工期も長くなる。工事の種類が多く、専門性の高い仕事となると、業者を決めるための交渉にも時間を要することとなる。最優先すべきは防火貯水槽と考えた結果、本日の案とさせていただいた。

参加者：次の機会には是非整備してもらいたい。当面、これまでの非常用トイレで対応するしかない。

参加者：防災広場は一時集合場所であり、避難所は学校となっている。トイレのことは避難所で考える方が現実的かもしれない。

北区：学校にマンホールトイレはなかったが、近場の環七のあたりに下水道管直結のものはあったと記憶している。

参加者：倉庫をもう少し大きくできないか。

北区：当初はマンホールトイレを収納することも考えていたが、今の計画の倉庫は、管理用資材のみ保管することを想定している。大きな倉庫を設けようとする、建築確認申請が必要となり、広場の完成までにさらに時間を要することとなる。

参加者：かつて防災倉庫を設置したが、それでさえ大変だったと記憶している。町会の倉庫もあり、

現実的な対応を考えていきたい。

参加者：倉庫の管理はどうなるのか。

北区：共通の簡便な鍵がつき、地元での管理になる。

○整備実施案

北区：この実施設計案に基づき、今後進めさせていただく。

4. 議報告事項

-----十条駅西口駅前広場計画（案）について-----

北区より、十条駅西口駅前広場計画（案）について、また、今後の予定について説明した。

-----質疑、意見等-----

参加者：一般車の駐車スペースはないのか。

北区：乗降用の停車ゾーンはあるが、駐車はできない。

参加者：スケジュールはどうなっているか。

北区：今のところ、来年度末に着工、2023（令和5）年度完成予定となっている。

参加者：駐輪場は何台分あるのか。

北区：現在の駅西側にあるのが約700台、そこに約400～450台分が追加となり、約1,200台程度の駐輪が可能となる予定である。

参加者：駅前広場の工事開始はいつになるのか。

北区：駅前広場も再開発事業のスケジュール内で整備する。整備の主体が再開発組合となるが、駅前広場については行政が費用負担する。

-----その他-----

参加者：生活道路の進捗状況はどうなっているか。

北区：今年度は、主要生活道路A路線の区道部分の用地測量を終え、今後は私道部分の用地測量にも着手していくことになる。他の路線（主要生活道路B路線、生活道路1号線）については、課題が多いため、現時点ではA路線を優先させて進めていく。

5. 閉会あいさつ

-----十条北ブロック副部長あいさつ-----

長時間に渡り、いろいろとご意見をいただきありがとうございました。今後ともよろしく願います。本日は、ありがとうございました。

十条北ブロック 第22回ブロック部会 議事要旨	
開催日時	令和元年10月8日(火) 14:00~15:30
開催場所	上十条五丁目町会会館
出席者	部会役員：松岡部会長、小菅副部会長 事務局：北区 十条まちづくり担当課 石本課長、川添主査、濱崎、小栗 コンサル：アルメックVPI 高尾、木村、小島
参加者	12名
議題等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 前回のおさらい 3. 議題 ○上五防災ふれあい広場の管理と活用方法について 4. 閉会 <div style="text-align: center;">  <p>【第22回十条北ブロック部会の様子】</p> </div>
<p>議事要旨</p> <p>1. 開会あいさつ ——十条北ブロック部会長あいさつ——</p> <p>本日は第22回の北ブロック部会ということで、お集まりいただきありがとうございます。広場の工事が進むなか、本日は広場の管理と活用方法についてご議論願います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>2. 前回のおさらい 第21回ブロック部会の議題と、質疑・意見等の概要を参加者全員で確認した。</p> <p>3. 議題 ——上五防災ふれあい広場の管理と活用方法について——</p> <p>コンサルより、上五防災ふれあい広場の管理と活用方法について説明した。</p> <p>——質疑、意見等——</p> <p>○広場の管理について 【女性グループ】 参加者：上十条五丁目緑地の管理（掃除）は、永寿クラブが毎週水曜日に行っている。このため、</p>	

これ以上永寿クラブに依頼するのは無理がある。この広場は町会で実施すべきだろう。広場近くに居住されている方の協力も必要となる。

参加者：犬猫の糞の発生が懸念される。猫への餌やりも同様だ。

参加者：ペットの犬を広場内に入れないような標識を設置してもらいたい。

北区：管理する道路公園課に相談する。

参加者：植木の剪定は区が実施することになると思うが、上十条五丁目緑地の場合は、何度も電話してもなかなか実施してくれない。

参加者：上十条五丁目緑地の場合、管理活動のかかる費用は、2ヶ月単位で報告書提出後に入金されているが、この広場も同様の扱いとなるのか。

北区：同じ扱いになる。

【男性グループ】

参加者：掃除用道具は支給されるのか。

北区：支給される。

参加者：植木に水遣りをする場合、水飲水栓が自閉式であると、散水できない。

北区：水飲水栓は自閉式であるが、広場内に散水栓がある。

参加者：広場内で鳩に餌遣りをする人がでてくる可能性がある。規制できないか。

北区：保健所において、注意する程度しかできない。

参加者：犬猫等の死骸があった場合は、どうするのか。私有地の場合は3,000円で保健所が引き取ってくれる。

北区：道路公園課まで連絡されたい。あとは区の方で対応する。

参加者：たばこのポイ捨て禁止を示すステッカーをもらいたい。

北区：担当に確認する。

○広場の活用について

【女性グループ】

参加者：広場は狭いため、防火貯水槽の活用とかまど活用の両方を行うのは無理だ。

参加者：広場の活用について具体的な話をしていくためには、町会の防災対策部長がいないとできない。

参加者：いつ頃がよいか。

参加者：開園してすぐがよい。お披露目的の意味合いを前面に出したい。

参加者：アルファ米による炊き出しより、バーベキューがよい。

参加者：広場のお披露目という意味でも、バーベキューがよい。

参加者：かまど活用は火の付け方の訓練にもなる。

参加者：どの程度の集客を想定するかが難しい。

参加者：豚汁がよいのではないか。作り方に慣れていて、大勢の人にも柔軟に対応できる。

参加者：燃料をどうするか課題がある。

【男性グループ】

参加者：以前、町内で火事があり、スタンドパイプでホースを3本連結して放水したが、威力がなくてうまくいかなかった。原因は、連結したことによるものではなく、水圧が不足していたことによる。

参加者：放水訓練は普段しっかり行っているため、かまどベンチの活用がよい。

参加者：アルファ米による炊き出しをやる場合、どの位の時間でお湯が沸くのか。

コンサル：どの位の時間で沸くかの実験をするところに意味がある。

コンサル：女性グループから豚汁がよいのではないかという意見があるが、どうか。

参加者：それでよいのではないか。

北区：お湯を沸かしている時間を活かし、他の活動をするのもよい。例えば、町内に設置されてあるスタンドパイプや消火栓を、オリエンテーリングで見つけるとか。

参加者：これからの準備が大変である。当日までに決めることが沢山ある。ところで当日は、区は手伝ってくれるのか。

北区：第23回ブロック部会として開催したい。区もコンサルも主体的に参加する。

○次回のブロック部会に向けて

コンサル：本日の意見の流れでは、次回のブロック部会で、広場の活用訓練として、かまどを活かして豚汁をつくることになったが、最終判断は町会の定例会に委ねられることになる。そのうえで、詳細について会長等と事前の打ち合わせを行い、当日を迎えることとなる。

○今後の密集事業について

参加者：今後、広場を新たに整備する場合、どのような条件があるのか。

北区：面積は100㎡以上であって欲しい。位置は、上五防災ふれあい広場から100m圏域より外側であって欲しい。

参加者：十条仲原三丁目ではどうか。まったく空き地がないようだ。

北区：密集事業により広場を設置していくこととしているが、候補地等の提供と広場としての条件が一致すればよいが、そうでない場合が多々ある。まずは相談して欲しい。

———その他（お知らせ）———

北区：北区都市計画マスタープランが改定されることになり、改定案についてパブリックコメントが実施される。

参加者：改定案はどこで閲覧できるのか。

北区：北区ホームページ、地域振興室、区立図書館などで閲覧できる。

4. 閉会あいさつ

———十条北ブロック副部長あいさつ———

長時間に渡り、たくさんご意見をいただきありがとうございました。次回もありますので、また、よろしくお祈いします。本日は、ありがとうございました。

十条北ブロック 第23回ブロック部会 活動概要	
開催日時	令和元年12月8日(日) 12:00~14:00
開催場所	上五防災ふれあい広場
出席者	部会役員：松岡部会長、小菅副部会長 事務局：北区 十条まちづくり担当課 石本課長、川添主査、濱崎、小栗 コンサル：アルメックVPI 高尾、木村、小島
参加者	51名(ただし上記の出席者7名は含まない)
議題等	1. 開会(12時) 2. 広場で『かまどベンチ』の“かまど”活用訓練等 3. 閉会(14時)

活動概要

1. 開会あいさつ

-----十条北ブロック部会長あいさつ-----

皆さん、こんにちは。本日は、ご多忙中、ご参加いただき、ありがとうございます。ただいまより、第23回十条北ブロック部会を始めます。

本日の部会は、上十条5丁目町会と協同で、開園まもない「上五防災ふれあい広場」において、かまどベンチのかまどを使った炊き出し訓練と、広場近くの消火栓を使ったスタンドパイプ訓練を行います。これらの訓練を通して、皆さまからのご提案をいただきながら完成した、「上五防災ふれあい広場」の活用方法について、理解を深められたらと思います。

本日は、よろしくお願いいたします。

2. 広場で『かまどベンチ』の“かまど”活用訓練等

-----かまどベンチの取り扱い説明-----

防災対策部長より、かまどベンチの取り扱いの説明が行われた。



十条北ブロック部会長あいさつ



ベンチを土台からはずす



土台からはずした
かまどをセットする

-----アルファ米の炊き出し-----



炊き出し用の水を沸騰（手前）
かまどで豚汁を保温（奥）



できあがったアルファ米を
弁当容器に詰める

-----防災探検ゲーム-----

コンサルより防災ゲームについて説明が行われた。このゲームは、上十条五丁目町会内にある「スタンドパイプ」7か所を探すゲームで、スタンドパイプのあるお宅の軒先に貼ってある絵を回答する。



敷地内にあるスタンドパイプ収納箱



軒先に貼ってある絵

町内7基のスタンドパイプのある、各家の軒先に、3つのマークのどれかが貼ってあります。これらを探してマークを答えるゲームです。どの軒先にどのマークがあるかな？

①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			

↑ スタンドパイプ収納箱
スタンドパイプとは、初期消火器具であり、運路の消火栓マンホールのリレブからスタンドパイプとホースを使って、水運管の水圧を利用して放水します。

お名前

参加者に配布された
ゲーム用紙

-----スタンドパイプ訓練-----



防災広場に接する道路上にある
消火栓の鉄蓋を開ける



ホースをパイプに取り付ける



スピンドルドライバーをまわし
放水弁を緩める



放水開始

3. 閉会

-----十条北ブロック副部長あいさつ-----

今回は、開園まもない「上五防災ふれあい広場」において、かまどベンチを使った炊き出し訓練と、広場近くの消火栓を使ったスタンドパイプ訓練を行いました。

これらの訓練を通して、広場の活用方法について理解を深められたと思います。

ご参加いただいたみなさまには、準備も含め、ご協力をいただきまして、ありがとうございました。これで、第23回十条北ブロック部会を終了といたします。

次会も、多くの方に協議会に参加していただくとともに、協議会活動へのご協力をよろしくお願いいたします。



十条北ブロック副部長あいさつ

第24回 十条北ブロック部会 議事要旨

開催日時	令和3年8月27日（金）午後2時～3時30分
開催場所	上十条五丁目町会会館
出席者	<p>【部会役員】小菅副部長（上十条五丁目町会長） 小林役員（十条仲原二・四丁目町会長） 根津役員（十条仲原二・四丁目町会相談役）</p> <p>【事務局】十条まちづくり担当課長：石本 十条まちづくり担当課：山崎、長久保、高杉、黒子 十条駅西口再開発相談事務所：森田 パシフィックコンサルタンツ株式会社 株式会社総合環境計画</p>
参加者	8名
議事次第	<p>議題</p> <p>（1）「十条地区まちづくり基本構想」の改定について （2）「地区計画制度」の導入について</p> <p>報告</p> <p>（1）十条北ブロックにおける密集事業について （2）十条地区におけるまちづくり事業について （3）十条駅西口地区第一種市街地再開発事業について</p>

【ブロック部会の様子】



議事要旨

----北ブロック小菅副部長（松岡会長代理）あいさつ----

皆さま、本日は、ご多忙中、ご参加いただき、ありがとうございます。ただいまより、第24回十条北ブロック部会を始めます。

さて、本日のブロック部会の議題は、「十条地区まちづくり基本構想」の改定についてと、「地区計画制度」の導入についてです。

ご意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議題（1）

---「十条地区まちづくり基本構想」の改定について---

事務局より、現在改定中の十条地区まちづくり基本構想について説明があった。

◆意見

（参加者）補助73号線は、十条仲原1丁目あたりから環7までは結構立ち退きされています。我々の十条仲原4丁目のあたりも、いずれは補助73号線が延伸されますがその中でも、新築される方が結構います。区ではそういう方に対して、指導をしているのですか。

（事務局）事業中の都市計画道路では、建築行為の制限がされます。しかし、環7より北側の補助73号線については、道路の線形だけが都市計画決定しており、事業化されていません。ただし、都市計画法上の建築制限はかかっており、容易に移転、除却することがきる建築物等であれば、建築することができます。

（参加者）例えば、新しくその都市計画道路内に建築した人たちは、道路が作られる際に立ち退くという時期に問題なく立ち退いてもらえるのか。

（事務局）都市計画道路が事業化されれば、東京都が地権者に同意をいただき、用地買収を行います。建物等の補償についても、その時点である建物等に対して補償していくことになります。

（参加者）私も、主要生活道路A路線で、同じ質問をしたことがあったのですが、同じ回答でした。

（事務局）主要生活道路A路線は、密集解消のため6mに拡幅する事業となります。

都市計画道路と違い強制力はなく、皆さまの合意により進めております。したがって、都市計画道路のような建築制限はありません。

○議題（2）

---「地区計画制度」の導入について---

事務局より、地区計画の基本的な考え方、導入する際のメリット・デメリット等の説明があった。

◆質疑

（参加者）区から、地区計画をいつから実行しますとか、時期的なことは決めないのですか。

（事務局）本日は他地区の地区計画も含めてご紹介させていただきましたが、今後、皆さまのご意見や、アンケートをしながら、この地区にあった地区計画を定めていく必要がありますので、皆さまとの合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えております。

（参加者）近隣で1軒の家を売却して2軒建てられました。区役所に電話して「建蔽率はどうなっているのですか」と聞いたら民間が検査をするとのことでした。地域の人はどこにどういう建物が建つか分からないのです。今回は基礎工事の段階で区役所に電話しましたが、「許可が下りています」という回答でした。

(事務局) 建築確認申請は、現在、民間検査機関で行うことが多いですが、地区計画を導入すると、地区計画の届出が必要となり、区も確認することになります。例えば、他の十条地区の地区計画では敷地面積の規模は、原則、65㎡以上を確保することになっております。

また、「建蔽率はどうなっているのか」について、民間の確認審査機関で検査しており、建築基準法自体は守られていると思います。

また、地区計画を導入することで助成金を受けられるということもありますので、皆さまの意向を確認しながら地区計画を決めていく必要があると思います。

環7から南側の地区は、いろいろな事業とともに地区計画を決定してきました。昨年度も、十条駅の東側と岸町で地区計画を決定させていただきましたが2～3年前からアンケートを取り進めてきました。

北ブロックにおいても、今後、地区計画を導入していく必要がある地区と考えております。ただし、地区計画は、区が進めることではなくて、住民の皆さまが地域をどうしていくかを話し合うことが重要です。

(参加者) つくづくそう思います。環7より内側は早かったですが、北側の区域が入るのはずっと遅かった。

(事務局) 今回、北ブロック部会は24回目ですが、西側や東側はもう30回後半、40回と積み重ねています。その中で、昨年度、十条駅の東側と岸町で地区計画決定し、環7より南側の十条地区全域に地区計画が決定しています。

地区計画の導入は、本日、ここにお集まりの方だけで決定していくことは難しいので、今後の進め方として、今回の地区計画のご説明やご意見を要約した会報で地域の皆さまにお知らせしてはどうかと考えております。その後、本日のご意見等も踏まえた内容のアンケート、例えば、最低の敷地規模は65㎡でどうか、また、奇抜な色彩の建物が建っても大丈夫かなどの選択式の回答の中で、全体の何割の方が賛成、あるいは反対でしたというようなことを、アンケートを通して皆さまの意見を集約し、ご報告できればと考えております。よろしくお願いいたします。

○報告(1)～(3)

---各事業の進捗状況等について---

事務局より、(1)十条北ブロックにおける密集事業について(2)十条地区におけるまちづくり事業について(3)十条駅西口地区第一種市街地再開発事業について、報告があった。

◆質疑

(参加者) 4mの道路で道路中心から2mセットバックした建物と道路上に建っている建物で、セットバックした場合「地主さんのご厚意により」というプレートが貼られています。地域の住民には反対する人もいるとは思いますがセットバックを進めてもらいたいと思います。

(事務局) 今のご意見は建築基準法でいう2項道路だと思います。建物を建てる際には、道路中心から2mをセットバックして建てる必要があります。皆さまが建物を建てる際には、建築確認申請をしていただいておりますが、申請上の図面ではセットバックする計画になっていても、完成すると、今の2項道路上に建物があることがあります。本来はセットバックしていただくのがルールです。

(参加者) 北区の建蔽率はどうなっていますか。

(事務局) 都市計画では、用途地域が住居系に指定されていると60%、商業系に指定されていると大体80%というのが基本的には決められています。その土地が角地の場合や、火災に強い建物の場合は、プラス10%などの決まりもあります。

(参加者) 隙間がないくらいに建っている建築物があり、建蔽率90%くらいのイメージがあります。建蔽率が定められているのに、守られていないこともあるのでは。

(事務局) 建物は、建築確認申請が出されて、その後に建物を建てるわけですが、少し前の時期には、完了検査を受けていない建物があり、実際に建てられた建物が、違う形になってしまったということがありました。現在、北区内は、建築確認申請後にはほとんどの建物で完了検査が実施されており、建築基準法が守られています。

(参加者) 45坪の土地に、3軒建つと聞いたことがあり驚きました。45坪に家が3軒建ちました。

(参加者) 先ほど話のあった、敷地が65㎡以下は建てられないようなルールを早く作っていただきたい。どこの町会も一緒に、これは早めにやらないと。

(参加者) 旧清水小学校の近くに、建築工事中で工事がストップして木造の朽ち果てたような現場があり、どうなるのですか。

(事務局) 区でも把握していますが、区に所有権がありませんので、危険な状態のときなどは指導等を行っております。

(事務局) 先ほどあった敷地面積65㎡以下のものなどを規制して欲しいという意見は、行政よりも地域の皆さまから「北区からこういう説明があって、地区計画による規制が可能である」とか「今後アンケートを行う」など皆さまからも情報発信して認識を共有していただくことが必要だと思います。

(参加者) 木造密集地域において、建て売りがすぐにできてしまうというのは、安全安心のまちづくりとは反するため、区議会議員さんにも動いてもらいたい。

(参加者) 区に決めてもらって進めるほうが、早いような気がする。

(参加者) 道路を6mにするといっても「絶対反対だ」と言い、動かないという人も多い。

80坪の土地に6棟の建物ができる問題などは早く改善して欲しい。道路は広くなってないのに、家ばかり増えていくことが起きていると思います。

(事務局) 密集事業に関しては、区が進めています。地区計画は、地域の独自のルールなので、地域の皆さまからの意見を踏まえて作り上げていくものです。したがって、本日まで参加の皆さまは賛成されても、一方で反対される方もいます。そういう方々とも話しあい進めていく必要性があります。

(参加者) 大学の先生から、上十条5丁目は「地震があつて、火の手が出たら広範囲に被害を受ける」と言われていました。

(事務局) 上十条5丁目は、場所によっては高低差が大きい地域です。

(参加者) 高い所は敷地が広いですが、西が丘との境が全部坂ですね。坂の途中に家が建っていて、お年寄りが階段を上がって道路まで出てくるお宅もたくさんあります。

(事務局) 区といたしましても、高低差について課題と認識しており、どのように解消していくべきか検討を重ねており、できることから、一つ一つ進めていきたいと考えています。

----閉会：北ブロック小菅副部長あいさつ----

今日は本当にお暑い中、皆さんお忙しい中、本当はもっとたくさんの方に来ていただいてこういうお話を伺いたかったですが、緊急事態宣言下の中ですから、お電話いただいて申し込みいただいた方に来ていただきました。

本当はもうちょっとたくさんの方に伺いたかったんですけども、コロナが終わりましたらまたそういう機会をつくらせていただきたいと思います。

今日は、十条地区のまちづくりの基本構想と、それから十条地区計画制度の導入について、いろいろお話を伺い、また、皆さんからご意見いただき、ありがとうございました。これで、24回目の北ブロック部会を終了させていただきます。また、次回もこういうたくさんの方に参加いただいて、お話を伺いたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

第25回 十条北ブロック部会議事要旨	
開催時	令和4年11月3日(木) 午前10時00分～12時00分
開催所	北ノ台スポーツ多目的広場 体育館
出席者	<p>【部会役員】 小菅部会長 小林役員</p> <p>【事務局】 防災まちづくり担当課長：安間 防災まちづくり担当課：長久保、大谷、塚原、高杉、濱田 まちづくり推進課：猪越 土木政策課長：杉戸 土木政策課：山本、林田、吉田 事業用地担当課長：外山 事業用地担当課：横田、萩原 株式会社総合環境計画：丸山、中村</p>
参加者	18名(部会役員を除く)
議題等	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道附属街路事業の進捗状況等 ○十条駅西口地区市街地再開発事業の取組状況について ○旧北耕地川を含めたまちづくり及び「地区計画制度」の導入について <p>講演</p> <ul style="list-style-type: none"> ○落語(防災まちづくりを題材とした新作落語) 噺家 春風亭柳橋門下 二ツ目 春風亭弁橋(しゅんぷうていべんきょう)氏 <p>【ブロック部会の様子】</p> 

議事要旨

-----部会長あいさつ-----

皆さまこんにちは。本日はご多忙の中ご参加いただき、ありがとうございます。ただいまより、第25回十条北ブロック部会を始めます。本日のブロック部会は、報告事項が3件となります。皆様のご意見をいただければと思います。また、報告事項の後には、落語を予定しておりますので、ぜひお楽しみください。どうぞよろしく申し上げます。

○報告事項

-----事務局より配布資料及びスライドに沿って、十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道附属街路事業の進捗状況等、十条駅西口地区市街地再開発事業の取組状況について、旧北耕地川を含めたまちづくり及び「地区計画制度」の導入についての報告があった。-----

■質問事項

(参加者) 旧北耕地川の道路拡幅は、西が丘小学校、昔の清水小学校あたりから、どのあたりまでか地図で示していただきたい。

(事務局) 旧北耕地川を6メートル幅に拡幅整備する範囲は、資料5ページの水色の点線で矢印の記載があります。おおむねこの範囲となります。

(参加者) 道路整備であるA路線、B路線、C路線の計画自体は、説明で理解できたが、スケジュール的などところで、全体が終わるのはいつか知りたい。

(事務局) 密集事業は、整備計画において令和5年度までの事業として進めております。しかし、そこで完了ということではなく、5年間毎の延伸という方法があり、延伸は決まっていますが、延伸がされれば、令和10年度までの整備計画という形になります。そこまで全ての道路が整備されるかは未定ですが、一つの区切りとはなりません。

(参加者) そうすると、事業計画としては、5年単位で考えていて、令和5年度から延伸して、次の区切りとして、令和10年度までの計画で、全て完了すればめでたしとなる。ただ、そこはやってみないと分からないところもあり、令和10年度までに、終わらないとなったら、もう一回の延長もあり得るという理解でいいか。

(事務局) この事業は、地域の皆さまのご協力等をいただきながら進めていく事業です。令和10年度で終わらなければというところに関しまして、その段階になって、再度の延伸も可能性としてありえます。

(参加者) 王子第三小学校の子どもたちの安全という点で、工事を行う際に、万全の体制を取っていただきたい。

(事務局) 道路整備を行う際には安全対策を講じます。

(参加者) この区域の北側には、梅木小学校もあり、学校側に道路整備の説明をしているか。

(事務局) 主要生活道路の整備時期についてはまだ先であり、現時点では、学校に対して説明していませんが、時期が来ましたら、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

(参加者) 道路の幅を、A路線は6メートルへと広げるとあるが、B路線、C路線は、同じように6

メートルと考えてよいか。

(事務局) 6メートルと考えております。

(参加者) A路線は、道路拡幅が一部されており、動きがわかるが、その他の道路について、動きが見えないのは、どういうことか。

(事務局) 現在、現場で拡幅整備している箇所はA路線のみとなっており、その他の路線に関しましては、これから進めていきたいと考えております。

(参加者) A路線について、どのぐらいの進捗状況か。皆さんと折衝するのは大変だと思います。私道部分もあり、大変だというのは、重々分かりますが伺いたいと思います。

(事務局) A路線について、実際に補償させていただいた宅地は、2、3軒程度です。その他、数軒、建物等の調査に入っております。これは道路となる土地をお譲りいただく際に、その土地に建物等が建っておりますと、建物等を補償するための調査を行います。進捗としては、大きく進んではいないですが、一步一步進めていきたいと考えております。

(参加者) 生活道路1号線については、5メートル幅の道路拡幅か。

(事務局) 現計画におきましては、5メートル幅です。

(参加者) ということは、道路の北側と南側の家にも影響が及び、王子第三小学校の敷地も影響を受けるのか。

(事務局) お考えの通りではありますが、生活道路1号線について、どのように進めていくか検討しているところです。

○講演

春風亭 弁橋氏による防災まちづくりを題材とした新作落語が行われた。

-----閉会:役員あいさつ-----

長い間、ご苦労さまでした。今回は、十条北地区の防災まちづくりや、地区計画の導入等について、活発な意見交換ができたと思います。落語も楽しませていただきました。弁橋さん、ありがとうございました。これで、第25回十条北ブロック部会を終了といたします。

次回も、多くの方に協議会に参加していただくとともに、協議会活動へのご協力をよろしく願いいたします。ご参加いただいた皆様、また関係者の皆様、本日は、ありがとうございました。